

平成23年第7回教育委員会臨時会記録

平成23年11月22日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成23年11月22日(火) 午前8時55分～午前9時28分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改部 渡辺 均
長

教育委員会事務局長 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人課長 佐藤 浩 教育委員会事務局事務主任 白石 高士

教育改課長 齊藤 俊朗 学校適正配置担当課長 幸内 正治

学務課長 日暮 修通 社会教育課長 植田 敏郎

清美教育一長 玉山 雅夫 清美教育一長 田中 稔

清美教育一長 飯塚 善行 中央図書館長 本橋 正敏
統括指導主事 特命事項担当 副参事 正田 智枝子
(子供園担当課長)

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 佐野 太一

計画担当係長 東條 正枝 担当書記 島崎 和也

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第75号 教育ビジョン2012(案)の策定について

- 議案第76号 杉並区立学校教職員研修所の今後の方針について
- 議案第77号 関根文化公園プールの廃止について
- 議案第78号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第79号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第80号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築建築工事の請負契約の締結について
- 議案第82号 (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築電気設備工事の請負契約の締結について
- 議案第83号 (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築給排水衛生工事の請負契約の締結について
- 議案第84号 (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築空気調和設備工事の請負契約の締結について
- 議案第85号 損害の賠償について
- 議案第86号 教育委員会幹部職員の任命について

(報告事項)

- (1) 学校給食の放射性物質検査結果について

(選任)

- 杉並区教育委員会委員長の選任について
- 杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第75号 教育ビジョン2012（案）の策定について	4
議案第76号 杉並区立学校教職員研修所の今後の方針について	6
議案第77号 関根文化公園プールの廃止について	8
報告事項	
(1) 学校給食の放射性物質検査結果について	9
選任	
杉並区教育委員会委員長の選任について	10
杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について	10
議案審議	
議案第78号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	00
議案第79号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第80号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第81号 (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築建築工事の請負契約の締結について	12
議案第82号 (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築電気設備工事の請負契約の締結について	12
議案第83号 (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築給排水衛生工事の請負契約の締結について	12
議案第84号 (仮称) 杉並区大宮前体育館移転改築空気調和設備工事の請負契約の締結について	12
議案第85号 損害の賠償について	13
議案第86号 教育委員会幹部職員の任命について	14

委員長 ただいまから、平成23年第7回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が12件、報告事項が1件、選任事項が2件となっております。

日程第4、議案第78号から日程第11、議案第85号までの議案は、平成23年第4回区議会定例会の提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

また、日程12、議案86号は人事に関する案件です。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議がありませんので、日程第4から日程第12、議案第78号から議案86号までの会議は非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することにいたします。

それでは、議案の審議を行います。

日程第1、議案第75号「教育ビジョン2012(案)」の策定についてを上程し、審議いたします。

教育委員会事務局参事からお願いいたします。

教育委員会事務局参事 おはようございます。私から「教育ビジョン2012(案)」の策定についてご説明をいたします。資料に沿ってご説明をしていきます。

この間ご報告してきましたとおり、教育ビジョンにつきましては、策定委員会を設置して検討しました。今般、案がまとまりましたので、以下のとおり策定をしまいたいと思います。

資料、まず1の策定の趣旨ですが、記載のとおり、24年度を始期とする今後10年の指針ということでございます。

次に、「教育ビジョン2012(案)」の概要でございますけれども、今日のこの冊子をちょっとご覧になっていただきたいと思います。

1枚おめくりください。「教育ビジョン2012」の全体像をお示ししてございます。前回、骨子を報告した際に、杉並の目指す教育のベースになる考えとして、「いいまちはいい学校を育てる」といった副題的な記載がございましたけれども、起草の最終的なまとめに際しては、本文中にその趣旨を十分に取り込むということで、ここが外されてございます。

1ページおめくりください。1ページのI、策定についてでございますけれども、策定の背景・趣旨等を記載してございます。

策定の趣旨でございますが、今、教育を取り巻く環境が非常に大きく変化をしており、その中で私たちには、先人の知恵を継承し、多様な文化や個性を受け止めて、他者や自然と共に生きていくことが求められているといった上で、そうした中、3月の東日本大震災、これは我々の心の中の絆と支えあいの大切さを呼び覚まし、そのもととなる教育の重要性についても改めて誰もが気づいたと。私たちは次代を創り出していく主体者として、これからの教育を考えていきましょうといったような趣旨で、まとめられてございます。

続いて2ページ、Ⅱのところでございますが、表題を「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」というふうに簡潔にまとめてございます。これを掲げまして、「生涯にわたり誰もが共に学び支え合い、明日の杉並を創り出せる」よう、あらゆる人々の参画と協働により学習環境を整えていきます、というふうにまとめてございます。

次の3ページ、Ⅲ章でございますけれども、目指す人間像として2つ、「夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く人」、「「かかわり」を大切に、地域・社会・自然と共に生きる人」を掲げてございます。1つ目は、どちらかというところと自己の確立あるいは自立、2つ目は他者を思いやる、あるいは地域・社会への貢献といった考えでまとめられてございます。

また、そうした人を目指すために育みたい力として、4ページにかけまして5つ、「自分の持ち味を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動する力」、「変化の時代をとらえ、たくましく生きる心と体の力」、「豊かな感性をもち、感動を分かちあう力」、「他者の存在を認め、多様な関係を結ぶ力」、「持続可能な社会を目指し、次代を共に支えていく力」として、一個人として自ら学んでいくという主体性などの力から、人との関係、社会との関係で身につけてほしい力へと、だんだん外へ広がる形でまとめてございます。

次に4ページ、Ⅳでございますけれども、総論的には、今後10年、これまでの教育改革の成果として築いてきた基盤をもとにしまして、今後は質の向上へということで、そこに「基盤づくりから質の向上へ」というふうにまとめてございます。

その上で3つの視点を重点としていまいしょうということで、「学び」と「循環」、「連続性」と「きめ細かさ」、「かかわり」と「つながり」という3点を、絵柄も交えながら説明をしてまとめてございます。

次に、7ページにまいりまして、Ⅴ、取組の方向でございますけれども、上記の視点を踏まえながら記載のとおり、4つ、「子どもの豊かな人間性を育てる、より質の高い学校づくりを進める」、これが1つ目でございます。それから2つ目が、「家庭・地域・学校のつながりを重視した、共に支える教育を進める」。3つ目が、「地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤を整える」。4つ目が、「生涯にわたる豊かな学びや文化・スポーツ活動等を通じ、誰もが

輝く地域づくりを進める」として、4つの取組の方向をまとめてございます。

なお、この取組の方向を受けまして、行動計画であるビジョン推進計画を今後、策定していくこととなります。

最後、9ページをおめくりください。

VI、目標の実現に向けてでは、目標の実現に向けての考え方を、記載のとおり4点として、まとめてございます。

以上が、大体、簡潔でしたが、ビジョンの本文の概要になりますけれども、なおこの間、教育ビジョンを策定するにあたりまして、これまでの教育憲章との関係をどのように捉えるかといったような議論も幾分かされました。教育ビジョンの策定委員会の中でも、この教育ビジョンは今後10年の杉並の目指す教育の方向性をあらゆる基本方針として位置づけるものであり、さらにその上に教育憲章を制定する必要があるのではないか、といったような意見も出されておりました。

教育委員会といたしましても、「教育ビジョン2012」を今後の杉並区の教育の基本方針としていきまして、改めて教育憲章の制定については見送ることといたしたいと存じてございます。

それでは、資料本文に戻りまして、3番、今後の主なスケジュール（予定）のところでございますけれども、11月30日でございますが、文教委員会へ報告をしまいたします。それから、12月に入りまして、21日から来年1月19日まで区民等の意見提出手続の実施、パブリックコメントを行います。年が明けまして、いただいた意見をもとに策定委員会で修正案の検討を3月まで行いまして、3月の末の教育委員会になると思っておりますが、修正後の「教育ビジョン2012」を付議させていただきたいと思っております。

最後に4でございますが、行動計画の策定ということで、このビジョンの策定に基づく24年度を始期とする新たな行動計画については、区の総合計画の進捗に合わせて、今後、策定をしまいたします。

私からは、説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見はございでしょうか。

これまでに何度かご説明がありましたので大体わかっているんですが、あとはパブリックコメントが出てきた時に、また私どももそれについて考えて、ご意見を申し上げたいと思います。

特に今日はよろしゅうございでしょうか。

教育委員会事務局参 パブリックコメントでまた直させていただきます。

委員長 それでは、特に異議がありませんので、議案第75号につきましては、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第76号「杉並区立学校教職員研修所の今後の方針について」を上

程し、審議いたします。

学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から議案第76号についてご説明させていただきます。

杉並区立学校教職員研修所は、学校教職員が当面する教育課題について研修を行うため、昭和40年に設立されたものでございますが、近年、研修利用は全体の1割程度に留まっており、本来目的としての利用の低さが課題となったところでございます。このような中、平成23年度事務事業等の外部評価（杉並区版「事業仕分け」）において、教員の宿泊研修施設としては廃止の方向性を打ち出し、妥当との評価を受けたところでございます。

今回、こうした結果を踏まえまして、今後の方針を決定するものでございます。

まず方針でございますが、学校教職員研修所は、研修の実施を平成24年3月末をもって終了とし、目的外利用である一般区民利用については、区民への周知期間も考慮して、平成24年9月の施設廃止をもって利用を終了するというものでございます。

次に、廃止の理由でございますが、本来の目的である宿泊研修の利用が全体の1割程度に留まっていること、また、近年、研修の見直しにより、区内における研修が主となっており、今後研修利用の増加は見込めない状況にあること、加えて、施設の老朽化により維持管理にかかる経費の増加も予想されることから、廃止はやむを得ないとするものでございます。

次に、今後の取組でございますが、まず学校教職員研修については、済美教育センターにおける通所研修などに振り替え、また初任者宿泊研修についても、他の施設で1期で実施するということにしております。

また、一般区民利用についても、広報すぎなみや杉並区ホームページ、受付窓口でのチラシ配布により、9月末での利用終了を周知するところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、記載のとおり、9月をもって研修所の廃止をするというものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

9月で終了した後は、この施設は何に使うんですか。

学務課長 基本的には、こういった施設については、教育財産から普通財産に切り替えて、区長部局の方にお戻しさせていただき上で、今後の施設の利用については区全体で考えていくという形になると思います。

委員長 何かございますか。

田中委員 一般区民の利用というのは、現在、どの程度使われているんですか、研修以外に。

学務課長 平成22年度利用で申しますと、全体で5,700名ぐらいの利用がございました。

田中委員 年間で。

学務課長 はい。そのうち研修利用が約580名ですので、5,000人ぐらい、9割が一般区民利用というところになっているところがございます。

委員長 他に何かございますか。

それでは、これは異議なく原案どおり可決でよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第76号につきましては、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第3、議案第77号「関根文化公園プールの廃止について」を上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長から説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 私からは、「関根文化公園プールの廃止について」ご説明申し上げます。

今般、東日本大震災によりまして、甚大な被害が生じたことなどによりまして、以下のとおり平成23年度末をもって廃止することといたしたいと考えております。

廃止する理由でございますが、1点目が震災により、その修繕費用が、参考資料にございますように、4,900万円ほど見積もりが出ているところがございます。また、築後44年が経過しておりまして、維持・管理経費が平均しまして毎年750万円ほど修繕費がかかっているという状況でございます。

2点目が、利用者数の減少傾向でありまして、ピーク時の半数以下に減ってきている状況がございます。

3点目といたしまして、都市公園法の改正によりまして、現在の関根文化公園プールが規定に適合しないという状況があるものでございます。

4点目といたしましては、学校開放の近隣の中学校、また上井草スポーツセンターの夏季時間延長等の対応を、今後、協議して代替を図っていくこととございます。

また、参考資料にございますように、今回、夏に関根文化公園プールを休止いたしましたけれども、再開の要望ということはお受けしていない状況でございます。

2番目の、プール廃止後の跡地の取扱でございますけれども、公園に戻すことといたしまして、最小限の整備工事を予定しております。ただし、整備時期、内容につきましては、今後、関係課で詰めていく予定でございます。

今後のスケジュールに関しましては、記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

對馬委員 ここで言うこととはもしかして違うのかもしれないですけども、公園にしたときに、近隣の中学校と違ってプールが深いですね。関根文化公園って割と乳幼児もいけたと思うので、そういう子たちが遊べるようなポチャポチャ池みたいなのが、公園の中に整備されるといいなと思っております。

社会教育スポーツ課長 参考に検討させていただきます。

委員長 他に何かご意見ございますか。

それでは、原案のとおり可決してもよろしゅうございましょうか。

(「そうですね」の声あり)

委員長 では、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次は、報告事項です。

報告事項の(1)でございますが、「学校給食の放射性物質検査結果について」の説明を、学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から、学校給食の放射性物質検査の結果についてご報告させていただきます。

給食食材の放射性物質の検査につきましては、10月20日から週単位で実施しておりまして、この11月22日で6度目となり、全学校で2回ほぼ検査することができました。このような状況を踏まえて、検査の状況について、報告させていただきます。

まず実施内容でございますが、牛乳については全校、同じ工場から搬入されているというところがございまして、月1回実施することとし、その他、食材1品検査及び給食献立1食の検査を、小中養護学校で実施しているところでございます。

次に、検査の結果でございますが、現在、検査中のものも含めまして、延べ139検体を検査したところでございます。そのうち乾しシイタケから、暫定基準値以内ではございますが、放射性物質セシウムが300Bq/kg検出されました。他のものについてはすべて不検出となっております。当該乾しシイタケを食材として使用した学校につきましては、校長から保護者あて検査結果をお知らせするとともに、給食1食当たりの喫食量が0.7gと少量であることから、健康には影響を及ぼすものではないとお伝えし、ご理解いただいたところでございます。

最後に、検査結果の公表については、区のホームページに掲載しているところでございます。

給食の検査結果につきましては、以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

対馬委員 この先、乾しシイタケを使う献立が出た場合には、どういう対応を考えているんですか。

学務課長 実はこの乾しシイタケというのは、産地が3種類ございました。ですので、もしも必要という場合は、再度、その産地ごとに検査をして、不検出であれば使っていきたいと思っております。

委員長 前にお茶の時にもありましたけれども、こういう、乾燥させると割合に高くなるんですね、線量が。それで、また使う時は、ほぐしますから、また減るわけですね。

学務課長 おっしゃるとおりです。

委員長 それでは、このご質疑、よろしゅうございましょうか。

田中委員 シイタケはやっぱり大分が一番あれかもしれないので、産地はやっぱり限定して、今後は使った方がいいのかな。やっぱりシイタケ類が一番、今、セシウム、生のシイタケもそうなんですけれども、シイタケ類が一番、今、ちょっと危ないと言われているので、やっぱり、よく産地を見きわめて学校給食に使われた方がいいのかなと思います。

今後、これ、ずっと給食は。

学務課長 食材検査をしてから。

田中委員 シイタケ、検査していくわけですね。

学務課長 はい。継続させていただきます。

田中委員 よろしくお願いします。

委員長 それでは、以上で報告事項の聴取を終わります。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第14「杉並区教育委員会委員長の選任について」に移ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条により、委員長の任期は1年となっております。私は、昨年12月1日より委員長の職務についており、今月末で任期満了となります。

そこで、本年12月1日から翌年の11月30日の任期となりますが、本日、委員長を選任しなければなりません。

それにつきまして、選任の方法ですが、杉並区教育委員会会議規則第6条によりまして、単記無記名投票と指名推薦の方法とがありますが、いかがいたしましょうか。

田中委員 指名推薦でよろしいのではないかと私は思いますが。

委員長 よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、指名推薦による選任方法とのご意見がありますので、異議がありませんでしたら、その方法にしたいと思います。

指名推薦の方法で選任することにいたします。指名がありましたらお願いいたします。

田中委員 引き続き大蔵委員に委員長の職務をお願いできればと思っております。

委員長 ただいま、私、大蔵との指名がありました。他にございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がないようですので、私、大蔵が委員長に選任されたということになります。どうもありがとうございました。

引き続き、日程第15「教育委員会委員長職務代理者の選任について」です。

これも、委員長と同じく今月末で任期満了となります。そこで、本日新たに、委員長職務代理者を選任したいと思います。

選任方法は、委員長の選任と同様に、単記無記名投票と指名推薦の方法とがありますが、いかがいたしましょうか。

對馬委員 指名推薦でよろしいと思います。

委員長 指名推薦でということでしたので、指名推薦の方法で選任することにいたします。ご指名がありましたら、お願いいたします。

對馬委員 引き続き、宮坂委員にお願いしたいと思います。

委員長 それでは、宮坂委員のご指名がありました。他にはございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がないようですので、宮坂委員を委員長職務代理者に選任したいと思います。よろしくお願いいたします。

では、最初にお諮りしましたように、これから後は非公開で行うということでございます。よろしいですか。

では引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第78号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第78号につきまして、ご説明を申し上げます。

特別区人事委員会では、本年10月28日に各特別区の議会及び区長に対しまして、「職員の給与に関する報告及び勧告」を行ったところでございます。勧告の内容は、後ほど議案でご説明をいたしますけれども、月例給与を「0.2%」引き下げるというものでございます。

区におきましては、こうした状況を踏まえまして、区長及び副区長の給料等の額の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問しましたところ、区長及び副区長の給料月額について、本年

の特別区人事院委員会勧告で月例給与のマイナス改定が出されたこと、本年3月に起きました東日本大震災の影響や、急速の円高など、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が非常に厳しいことなどを総合的に勘案しまして、「0.2%」減額することが妥当であるとの答申がなされました。

区では、この答申を受けまして検討いたしました結果、区長及び副区長の給料月額を答申どおり改定することといたしまして、さらに答申の趣旨に準じまして、教育長及び常勤監査委員の給料月額を改定する必要があるため、この条例案の作成にあたりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

なお、条例案は関連する3件の条例につきまして、条建てで改正することといたしてございまして、その第2条におきまして、「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、議案の最後から2枚目、資料2、「給料月額の改定の概要」をご覧ください。

給料月額の改定でございますけれども、区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額を、記載のとおり、「0.2%」程度引き下げるものでございます。

施行期日につきましては、平成24年1月1日とし、この条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、平成23年4月からの年間給与につきまして、職員給与等との均衡を図るため、平成24年3月支給の期末手当の額について調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

特にご意見ございませんか。

異議なく、これを可決してもよろうしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第5、議案第79号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第6、議案第80号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第79号及び議案第80号につきましてご説明申し上げます。

まず、幼稚園教育職員の給与でございますが、先ほどご説明しましたとおり、特別区人事委員会は、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。勧告の内容は、職員の給

与が民間従業員の給与を上回っていることから、公民較差を解消するため、職員の月例給与を率で平均「0.2%」、金額にしまして平均月「842円」引き下げ、期末手当及び勤勉手当につきましては、民間の支給割合とおおむね均衡しているため改定しないというものでございます。

また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当であるとの意見が出されました。

東京都の教育職員の給与につきましては、本年10月28日に東京都人事委員会から都知事等に対しまして報告及び勧告が行われ、本年の職員の給与が民間従業員の給与を上回っていることから、職員の月例給与を率で平均「0.24%」、金額にしまして平均月「979円」引き下げるというものでございます。

次に、改正の内容でございますが、それぞれの議案の最後から2枚目の資料、給料表改定の概要をご覧くださいと存じます。

それぞれ給料表の概要につきまして、公民較差相当分の給料月額引き下げ等を行うものでございます。初任給につきましては、国における取扱いとの均衡、民間事業所における状況等を踏まえまして、据え置くことといたしてございます。

施行期日につきましては、平成24年1月1日とし、この条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、公民較差の是正に関する調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

では、特にありませんので、ご異議なく、これを可決でよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、議案第79号、80号につきまして原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第7、議案第81号「(仮称)杉並区大宮前体育館移転改築建築工事の請負契約の締結について」、日程第8、議案第82号「(仮称)杉並区大宮前体育館移転改築電気設備工事の請負契約の締結について」、日程第9、議案第83号「(仮称)杉並区大宮前体育館移転改築給排水衛生工事の請負契約の締結について」、日程第10、議案第84号「(仮称)杉並区大宮前体育館移転改築空気調和設備工事の請負契約の締結について」、以上4件につきましては体育施設にかかわる契約のため、議案を一括上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長から説明お願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは、「(仮称)杉並区大宮前体育館移転改築による建築工事の請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本件は、現大宮前体育館の老朽化に伴い、旧荻窪小学校跡地に温水プールやトレーニング室を備えた地域体育館を移転・改築するために、建築工事を行うものでございます。

建築工事、電気設備工事、給排水衛生工事、並びに空気調和工事の4本の請負契約を、いずれも一般競争入札の方法により締結するものでございます。

なお、契約金額、契約の相手方等詳細につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお、議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 ただいま、4件一括して上程いたしましたので、ご質問・ご意見があれば、議案番号を明示しておっしゃってください。何かございますでしょうか。

それでは、どれに対しても特にご意見はないようですので、この件は異議なく原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第11、議案第85号「損害の賠償について」の議案を上程し、審議いたします。学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、議案第85号につきまして、ご説明させていただきます。

説明にあたりまして、さきにこれまでの対応経過等について、別紙参考資料を使ってご説明させていただきますのでご覧ください。

まず、学校事故の概要でございますが、平成20年6月18日午前、杉並区立第十小学校3階屋上で行われた6年生の授業中、男子生徒が屋上の天窓から転落し全身を強打し死亡したものでございます。

次に、これまでの主な対応の経過でございますが、事故発生後、同年9月に児童転落事故に関する調査報告書を作成し、翌年2月には代理人の弁護士に損害賠償について区の考えを伝え、賠償額を提示したところでございます。

その後、4月に校長及び指導に当たった主幹教諭へ業務上過失致死による略式命令が、また、翌年1月には東京都教育委員会から懲戒処分を受けたところでございます。

本年6月には、代理人弁護士から損害賠償の請求があり、その後、協議を進め、今日お示しする議案となったところでございます。

賠償の額についてでございますが、参考資料をご覧ください。

提案理由でございますが、和解に当たり地方自治法第96条第1項12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を得る必要があることから、この議案の作成に当たって教育委員会に意見聴取がなされものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見がございましょうか。

何かございますか。

田中委員 支払いはいつごろ。

学務課長 一応、示談が成立してから1カ月以内にお支払いするという形になっております。

委員長 だいぶ前の事件ですので、できるだけ早く進めて欲しいです。

他に特に異議はないようですので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、日程第12、議案第86号「教育委員会幹部職員の任命について」の議案を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第86号につきましてご説明をいたします。

1枚おめくりをいただきたいと存じます。

平成23年12月5日付で、杉並区立中央図書館次長の職を、杉並区立中央図書館長本橋正敏が事務取扱とするものでございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 こういう時に、上の長が欠けた時に次長とか職務代理が決められていれば、その方が担当を当分の間するということだと思いますけれども。

庶務課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 今度は下の方が欠けたわけですね。

庶務課長 そのとおりでございます。

委員長 その場合でも、長の辞令というのは出さなきゃいけないんですか。

庶務課長 はい。目安ですけれども、2週間以上欠ける場合には辞令を出します。

委員長 そうですか。わかりました。

庶務課長 色々と手続をとらないと、決裁権限がある者については、誰もいなくなってしまうということもございますので、事務の取扱い上、辞令を発令して権限を兼務するというところでございます。

委員長 そうなんですか。だけれども、下の方が人が欠けた時は、上の方が決裁する権限はあるんじゃないかと私は考えますけれども。

庶務課長 あくまでも代理決裁ということになります。

委員長 そうですか。わかりました。

他に何かご質問・ご意見ございましょうか。

對馬委員 これ、中央図書館長が次長を兼ねるという考え方でいいんですか。

庶務課長 事務を取り扱うということです。

對馬委員 図書館長を別な人がやるということじゃないですよ。

庶務課長 そのとおりでございます。

委員長 何かございますか。

それでは、ございませんので、この件につきましても、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

これで、本日の予定は終了いたしました。

庶務課長、次の予定についてございますか。

庶務課長 それでは、次回の定例会でございますけれども、既にご案内したとおりでございますが、12月14日水曜日、午後2時からとなりますので、よろしく願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の臨時会を閉じます。